

**綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金
自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業
抽選実施要領**

1 抽選の背景

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業について、京都府の予算額（5件分）に対し、多くの申請が見込まれるため、抽選で交付審査をする順番を決定します。

2 抽選への申込方法

抽選申込方法：抽選申込フォーム（<https://logoform.jp/form/39Fi/812507>）から申し込み

抽選申込期間：令和7年5月1日(木)午前10時～令和7年5月19日(月)午後5時

3 抽選申込時の添付書類

以下の書類を抽選申込フォームに添付してください。

- ・電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し（PDF 又は書類を撮影した写真）
FIT の場合：関西電力送配電株式会社「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」
非 FIT の場合：余剰売電先の小売電気事業者との契約書等の写し
- ・住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真
- ・太陽電池モジュールの全体が確認できる写真
- ・住宅用蓄電システムの設置状況が確認できる写真
- ・住宅用蓄電システムの型番・製造番号が確認できる銘板の写真

4 抽選申込時の要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ・住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を電力会社と締結した者で、受給開始日から1年以内のものであること。※抽選申込時点ではなく、交付申請時点で1年以内であることを十分にご留意の上、抽選申し込みを行ってください。
- ・発電出力が2kW以上のものであること。
- ・太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値（単位はkWとし、小数点以下は切り捨てるものとする。）が10kW未満であること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
- ・PPA又はリース契約により導入するものでないこと。
- ・各種法令等に準拠した住宅用太陽光発電・蓄電システムであること。
- ・商用化され、導入実績があるものであり、中古設備でないこと。

5 抽選申込時の注意事項

- ・交付審査の順番を決めるための抽選であり、交付決定の抽選ではありません。
- ・必ず補助金の交付を受ける本人が抽選申し込みを行ってください。

- ・抽選申し込みは一世帯につき1回限りです。
- ・申し込みの順番が抽選結果に影響することはありません。
- ・抽選申込時の添付書類に不備がある場合や抽選申込時の要件を満たしていないものは抽選の対象外とさせていただきます。
- ・抽選申込フォーム以外からの申し込みはできません。

6 抽選の概要

抽選対象：抽選申込期間内に申し込みを行った者（以下「抽選申込者」という。）

抽選方法：Microsoft®Excel®のRAND関数（=RAND()）を用いる。

抽選日時：令和7年5月20日(火)午後1時30分

抽選場所：綾部市クリーンセンター3階第1会議室（綾部市野田町須知山110番地の10）

※ 抽選申込者は、抽選を見学することができます。なお、見学の有無が、抽選結果に影響することはありません。

7 抽選の流れ

- （1）抽選申込者にフォーム入力完了後、抽選番号を付与します。
- （2）抽選実施日に、Microsoft Excel のRAND関数を用いて、それぞれの抽選番号ごとに、無作為に数値を割り当てます。
- （3）抽選番号に割り当てられた数値の大きい順（降順）に、交付審査をする順番を決定します。
- （4）交付審査する順番から、予算の範囲内で交付申請書を受付する対象者（以下「受付対象者」という。）を決定します。
- （5）抽選実施後、抽選結果をホームページで公表するとともに、抽選申込者には申込時に入力いただいたメールアドレス宛に抽選結果を通知します。

※ 抽選番号及び交付審査の順位のための公表であり、個人情報その他申請に係る情報は公表しません。

※ 今回抽選対象の「綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業」に落選された方も、「綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金」の対象となりますので、抽選結果通知と同時にメールにてご案内します。

8 当選者の交付審査の流れ

- （1）抽選の結果、受付対象者に当選された方は、メールにて申請フォーム入力及び書類提出のご案内をさせていただきます。なお、当選可否に関わらず「綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金」の対象となりますので、同時にご案内します。
- （2）受付対象者から交付申請書の提出があった後、申請内容の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、交付（不交付）決定通知書により、受付対象者へ通知します。審査の結果、不交付者が出た場合には、交付審査の順番で次点者を繰り上がりで受付対象者とします。
- （3）補助金の交付決定額が予算に達した時点で受付終了となります。（ホームページにてお知らせします。）

9 問合せ先

綾部市市民環境部環境政策課（綾部市クリーンセンター内）

〒623-0032 綾部市野田町須知山 110 番地の 10

メールアドレス：kankyoseisaku@city.ayabe.lg.jp